

# 平成19年度 食品・添加物の年末一斉取締りの結果

平成19年12月3日(月)から12月28日(金)まで、奈良県の5カ所の保健所(葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野)と、食品衛生検査所市場食品検査課(奈良中央卸売市場内)の食品衛生監視員により、食品や添加物の年末一斉取締りを実施しました。

食品衛生法による許可施設の1,055施設、奈良県食品衛生法施行細則による届出施設の562施設に立入検査を実施しました。また、食品の収去試験として、63検体の検査を行いました。

結果は以下の通りです。

## 1 施設立入調査

全許可施設16,606施設(H19.12末)のうち1,055施設、全届出施設15,014施設(H19.12末)のうち562施設に立入検査を実施しました。

立入検査を実施した1,617施設中、25施設で食品衛生法違反がありました。これらの施設に対しては、口頭で注意し改善を確認するほか、食中毒を発生させた施設に対しては、営業停止などの行政処分を行いました

## 許可を要する営業施設に対する監視指導等の状況

	調査・監視指導延施設数	違反発見施設数	違反件数						
			施設基準違反	管理運営基準違反	製造基準等違反	表示基準違反			その他
						食品衛生法	健康増進法	JAS法	
<b>飲食店営業</b>									
一般食堂・レストラン・料理店	100	9		8					1
すし屋	10	1		1					
そば・うどん屋	4								
旅館	12								
仕出し屋・弁当屋	115	2		1					1
カフェ・バー・キャバレー									
自動販売機	3								
その他	158								
菓子製造業	97	4				2			2
乳処理業									
特別牛乳さく取処理業									
乳製品製造業	3								
集乳業									
魚介類販売業	187	3				2			1
魚介類せり売り営業	19								
魚肉ねり製品製造業	2								
食品の冷凍または冷蔵業	4								
かん詰またはびん詰食品製造業	1								
<b>喫茶店営業</b>									
自動販売機	15								
その他	3								
あん類製造業									
アイスクリーム類製造業	6								
<b>乳類販売業</b>									
自動販売機	1								
その他	121								
食肉処理業	5								
食肉販売業	126	2		1					1
食肉製品製造業	6								
乳酸菌飲料製造業									
食用油脂製造業									
マーガリン又はショートニング製造業									
みそ製造業	6								
醤油製造業	7								
ソース類製造業									
酒類製造業									
豆腐製造業	5								
納豆製造業									
めん類製造業	7								
そうざい製造業	30								
添加物(規格あり)製造業	1								
食品の放射線照射業									
清涼飲料水製造業	1								
<b>氷雪製造業</b>									
自動販売機									
その他									
氷雪販売業									
小計	1,055	21	0	11	0	4	0	0	6

## 届出施設に対する監視指導等の状況

	調査・監視指導延施設数	違反発見施設数	違反件数					
			設備の不備	食品の取扱不良	表示基準違反			その他
					食品衛生法	健康増進法	JAS法	
<b>給食施設</b>								
学校	2							
病院・診療所	3							
事業所								
その他	8	2		2				
乳さく取業								
食品製造業	25							
野菜果物販売業	144							
そうざい販売業	114							
菓子販売業	119							
<b>食品販売業</b>								
自動販売機								
その他	127	2		1			1	
添加物(規格なし)の製造業								
添加物の販売業	7							
氷雪採取業								
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	13							
小計	562	4	0	3	0	0	1	

## 2 収去検査(食品の抜き取り検査)

期間中に国産食品63検体、輸入食品6検体の抜き取り検査を行いました。

検査を実施した69検体中、弁当1検体が奈良県指導基準違反、そうざい2検体が一般細菌数・大腸菌数の基準からはずれたものがありました。弁当については、口頭指導を行い、そうざいについては、立ち入り・文書指導を行いました。

	検体数	違反件数	
		食品衛生法	その他
魚介類	11		
魚介類加工品	9		
食肉			
食肉製品及び食肉加工品			
卵及びその加工品	1		
乳			
乳製品及び乳類加工品			
アイスクリーム類・氷菓			
穀物			
めん類	6		
もち			
菓子類	9		
(上記以外の)穀類加工品			
生鮮野菜及び果物	4		
野菜果物乾燥品及び加工品	1		
豆腐及びその加工品	3		
漬物			
(上記以外の)野菜・果物の加工品			
そうざい及びその半製品	11		2
弁当	2		1
冷凍食品			
かん詰・びん詰め食品	2		
清涼飲料水			
酒精飲料			
氷雪			
水			
調味料	10		
その他の食品			
添加物及びその製剤			
器具及び容器包装			
おもちゃ			
小計	69	0	3